

令和 5 年 5 月 2 日

保護者の皆さま

播磨高原広域事務組合教育委員会

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について

平素は、本組合の教育行政及び学校の教育活動に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行されることになり、感染症対策も一つの節目を迎えることとなります。

この間、各ご家庭におかれましては、日々の健康観察をはじめ、長期にわたり何かと御協力いただきましたこと、改めて感謝申し上げます。

すでに、「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年3月23日付）において、4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方については、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」とお知らせしているところですが、改めまして、下記のとおり今後の対応をお知らせいたしますので、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 学校においては、衛生管理マニュアル（2023.5.8～）※を踏まえ、児童生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導等に留意して、学校教育活動に当たります。

なお今後、気温の上昇が予想されることから、熱中症対策として、ご家庭においても、マスクを外すよう促してください。学校においては、引き続きマスクの着用の有無による差別・偏見がないよう配慮していきます。

- ※「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（文部科学省）」

URL：www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

- 2 ご家庭でのお子さまの健康状態の確認は引き続き行ってください。発熱等体調不良時には、自宅で療養するとともに医療機関での受診をお願いします。

なお、児童生徒に感染が判明した場合は、出席停止扱いとします。期間については、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。

また、感染が不安で登校できない場合は、学校へご相談ください。